



死亡災害事例

挟まれ²

事故の型

挟まれ

業 種

建築工事業

被 災 者

その他の作業員(40代)

経験年数

1年以上5年未満

発生状況

場所打杭工事中、アースドリル掘削機のバケットを別種のバケットに交換しようとして上部旋回体を旋回させたところ、杭穴内ベントナイト液の水位を確認していた被災者が、杭穴の墜落防止用の手すりとアースドリル掘削機のカウンターウエイトの間に挟まれた。(平成23年5月)



原因と対策

(原因) 場所打杭施工中における、掘削機運転者と周辺作業員間での指示・合図の確認不足があったこと。

(対策) 掘削機運転者と周辺作業員間での指示・合図について共通認識を持ち、作業を進めるとともに、当該作業のような車両系建設機械を用いる作業の周辺では、関係者以外立入禁止措置の徹底と併せ、関係作業員の被災防止措置についても確実に実施すること。

特に当該機械においては、運転席から旋回体後部左側は、全くの死角となることに留意すること。

送 検 内 容

杭工事会社とその代表取締役は労働安全衛生法違反(安衛法 20 条、安衛則 158 条 1 項)の容疑で、書類送検された。